

労働基準法 70年ぶりの大改正

対応
必須!

2019年4月から施行開始

アクシスグループ顧問先 事業所様のための

働き方改革関連法 対応説明会

働き方改革
関連法の
ポイント

1. 労働時間関係

① 残業時間の上限規制

原則、**月 45 時間・年 360 時間が上限**（罰則付き）

② 月 60 時間超の残業の**割増賃金率が 50%**に引き上げ

③ **年 5 日**の年次**有給**休暇の**取得**を企業に義務づけ（罰則付き）

④ 勤務間インターバル制度の努力義務

⑤ 高度プロフェッショナル制度の創設

2. 同一労働同一賃金関係

⑥ 正社員・パート間で、不合理な待遇差の禁止

⑦ 待遇に関する説明義務の強化



日にち

平成 31 年 1 月 17 日 (木)

時間

13:30~15:00 (受付 13:15~)

場所

税理士法人アクシス (裏面参照)

費用

アクシスグループ顧問先様：無料
一般のお客様：資料代として 1,000 円(税込)

定員

20 名 (顧問先優先) ※どなた様でも
ご参加いただけます

講師



社会保険労務士法人アクシス
代表社員 社会保険労務士
榎葉 稔 (かしばみのる)



何が
変わる？

- ① 残業時間の考え方、管理方法が変わる【残業時間の上限規制】
- ② 終業時刻と翌日の始業時刻の考え方、管理方法が変わる【勤務間インターバル制度】
- ③ 有給休暇の付与の仕方、管理方法が変わる【年間5日の有給休暇の義務化】
- ④ 残業代の支払い方が変わる【月60時間超の残業の割増賃金率引き上げ】
- ⑤ 3ヶ月内で繁閑の差が多い職種の勤務の仕方が変わる【フレックスタイム制の拡充】
- ⑥ 自律的・創造的な仕事をする従業員の働き方が変わる【高度プロフェッショナル制度の新設】
- ⑦ 産業医との関係が変わる【産業医・産業保健機能の強化】
- ⑧ パート・アルバイト等、非正規職員の処遇が変わる【パートタイム労働法の改正】

日にち

平成31年1月17日(木)

時間

13:30~15:00 (受付 13:15~)

場所

税理士法人アクシス セミナールーム
徳島市北島田町1丁目3番地3 駐車場あり

費用

アクシスグループ顧問先様：**無料**
一般のお客様：資料代として**1,000円**(税込)

定員

20名 ※どなた様でもご参加いただけます



説明会のお申込みはこちらから

必要事項をご記入の上、FAX またはメールにてお申込みください。

FAX : **088-632-6543** Mail : **kashiba@m-staff.com**

貴社名			ご参加者 代表者名		
TEL			FAX	E-mail	
ご住所	〒			業種	

社会保険労務士法人 アクシス

※頂いた個人情報は、本セミナー以外の目的では使用しません。

- 税理士法人 アクシス
- 行政書士法人 アクシス
- 川人広平 公認会計士事務所
- 株式会社 徳島経理代行センター
- 株式会社 高松経理代行センター
- 株式会社 マネジメント・スタッフ
- 有限会社 エムエスサービス

住所

〒770-0051 徳島市北島田町1丁目3番地3

TEL

088-631-8119

FAX

088-632-6543 メール kashiba@m-staff.com

ホームページ

<https://www.m-staff.com>